

北関東防衛局達第 30 号

改正 平成 20 年 12 月 9 日北関東防衛局達第 16 号
 平成 21 年 1 月 13 日北関東防衛局達第 1 号
 平成 21 年 3 月 31 日北関東防衛局達第 5 号
 平成 22 年 3 月 30 日北関東防衛局達第 5 号
 平成 27 年 10 月 1 日北関東防衛局達第 7 号
 平成 30 年 3 月 30 日北関東防衛局達第 1 号

防衛省所管旅費取扱規則（平成 18 年防衛省訓令第 109 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、北関東防衛局の職員の旅行命令等の権限の再委任に関する達を次のように定める。

平成 19 年 9 月 1 日

北関東防衛局長 徳地 秀士

北関東防衛局の職員の旅行命令等の権限の再委任に関する達

北関東防衛局に勤務する職員に対する旅行命令を行う者は、次のとおりとする。

旅行命令権者		旅行命令を受ける者
局	局長	北関東防衛局本局の職員で、旅行命令を受ける者として次の各欄に掲げる職員以外の者
	総務部長	総務部の職員（部長、課長、報道官及び訟務官を除く。）
	企画部長	企画部の職員（部長、次長及び課長を除く。）
	調達部長	調達部の職員（部長、次長、課長及び総括建設監督官を除く。）
	管理部長	管理部の職員（部長及び課長を除く。）
	装備部長	装備部の職員（部長、課長及び首席検査官を除く。）
地方防衛事務所長		地方防衛事務所の職員
出張所長		出張所の職員

附 則

この達は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年北関東防衛局達第 16 号）

この達は、平成 20 年 12 月 9 日から施行し、平成 20 年 11 月 19 日から適用する。

附 則（平成 21 年 1 月 13 日北関東防衛局達第 1 号）

この達は、平成 21 年 1 月 13 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日北関東防衛局達第 5 号）

この達は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 30 日北関東防衛局達第 5 号）

この達は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日北関東防衛局達第 7 号）

この達は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日北関東防衛局達第 1 号）

この達は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。